

旧	新
<p style="text-align: center;">Luxury Card 会員特約™</p>	<p style="text-align: center;">Luxury Card 会員特約™</p>
<p>第1条 (名称) 本カードはLuxuryCard™ブランド (Mastercard Gold®Card™、Mastercard® Black Card™、Mastercard® Titanium Card™)を保有するBlack Card I株式会社 (以下、「Luxury Card」といいます) と株式会社アプラス (以下、「当社」といいます) が提携し、所定の方法で発行するもので、カードの名称は「Luxury Card」 (以下、「本カード」といいます) と称します。</p>	<p>第1条 (名称) 本カードはLuxuryCard™ブランド (Mastercard® Black Diamond™、Mastercard® GoldCard™、Mastercard® Black Card™、Mastercard® Titanium Card™)を保有するBlack Card I株式会社 (以下、「Luxury Card」といいます) と株式会社アプラス (以下、「当社」といいます) が提携し、所定の方法で発行するもので、カードの名称は「Luxury Card」 (以下、「本カード」といいます) と称します。</p>
<p>第2条 (会員資格) 本特約ならびにアプラスカード会員規約を承認のうえ、入会申込みをされ、当社が入会を認めた方を会員とします。</p>	<p>第2条 (会員資格) 本特約ならびにアプラスカード会員規約を承認のうえ、入会申込みをされ、当社が入会を認めた方を会員とします。</p>
<p>第3条 (会員資格の喪失) 会員が、Luxury Card もしくは当社的一方から、カード会員資格を取り消された場合には、本カード会員としての資格も喪失するものとします。</p>	<p>第3条 (会員資格の喪失) 会員が、Luxury Card もしくは当社的一方から、カード会員資格を取り消された場合には、本カード会員としての資格も喪失するものとします。</p>
<p>第4条 (特典・サービスの利用) (1) 会員は、Luxury Card または当社が提供する特典及びサービスを受ける場合、Luxury Card または当社所定の方法により利用することができます。(2) 会員が前項の特典およびサービスを受ける場合には、Luxury Card または当社の所定の方法に従うものとします。(3) Luxury Card および当社は、あらかじめまたは事後に書面等にて通知することにより、本カードに関する提携事業者を追加・変更することができます。(4) Luxury Card および当社は、会員の特典およびサービスの利用方法に問題があると判断する場合には、あらかじめまたは事後に書面等にて通知することにより、特典およびサービスの利用を制限または停止することができます。</p>	<p>第4条 (特典・サービスの利用) (1) 会員は、Luxury Card または当社が提供する特典およびサービスを受ける場合、Luxury Card または当社所定の方法により利用することができます。(2) 会員が前項の特典およびサービスを受ける場合には、Luxury Card または当社の所定の方法に従うものとします。(3) Luxury Card および当社は、あらかじめまたは事後に書面等 (電子メールを含みます。以下同じ) にて通知することにより、本カードに関する提携事業者を追加・変更することができます。</p> <p>(4) Luxury Card および当社は、会員が次のいずれかに該当したときは、あらかじめまたは事後に書面等にて通知することにより、特典およびサービスの利用を制限または停止することができます。</p> <p>①本特約または当社の定める規約、規程等 (当社のホームページ等に記載する禁止行為や注意事項を含みます。) に違反する場合</p> <p>②他の会員への特典またはサービスの提供に支障が生じる場合</p> <p>③Luxury Card または当社の就業者 (コンシェルジュを含む。) に対する暴行、脅迫、名誉毀損、侮辱等の違法な行為、または暴言、長時間の拘束、不相当な過度の要求もしくは再三にわたる連絡等の不当な行為で当該就業者の就業環境を害することが認められた場合</p> <p>④その他、会員の特典およびサービスの利用方法に問題があると判断する場合</p>
<p>第5条 (本特約の改定) 本特約の変更内容の通知または公表がなされた後に、会員がカードを利用したときは、会員はその変更内容を承諾したものとみなされることに異議ないものとします。なお、本特約に定めのない事項については、アプラスカード会員規約が適用されます。</p>	<p>第5条 (本特約の改定) 本特約の変更内容の通知または公表がなされた後に、会員がカードを利用したときは、会員はその変更内容を承諾したものとみなされることに異議ないものとします。なお、本特約に定めのない事項については、アプラスカード会員規約が適用されます。</p>